藤井広重 著『武力紛争と国際人道法：戦時秩序における法の適用と判断の構造』法律文化社

Web 掲載資料

最終更新：2026 年 8 月 3 日

コラム 1 本と架空の紛争を舞台とする事例研究 4 本を収録しています。事例研究は、本文で学んだ法規則を架空の紛争状況に当てはめ、現場でどのような判断や対応が求められるかを考えるための教材です。個人で設問を検討することもできますが、授業では、参加者が政府、武装集団、人道支援団体、軍関係者、医療従事者、被害者のような役割を分担し、協議や交渉を行うことができます。

コラム　国際人道法を学ぶ、その先へ――現場・地域・実践をつなぐ（藤井広重）

事例研究 1　タカハマ包囲と人道アクセス

事例研究 2　タカハマ再奪還作戦

事例研究 3　タカハマ再奪還後の調査と説明責任

事例研究 4　ムサシノ台地国をめぐる複数紛争の並走

コラム　「国際人道法を学ぶ、その先へ――現場・地域・実践をつなぐ」

IHL を条約や判例の知識として学ぶだけでは、現実の紛争で法が直面する困難を十分に捉えることはできない。本コラムでは、地域の歴史や政治、社会、人びとの経験を踏まえて IHL を考えるこ

との意味を示している。事例研究に入る前に読むことで、異なる立場の責任と制約を理解しながら、法を用いて判断し、説明し、交渉するという本資料のねらいを確認できる。

事例研究 1「タカハマ包囲と人道アクセス」——第I部の演習　（第 1〜4 章）

政府軍とタイガープリンセス運動（TPM）が対峙する包囲下のタカハマ市へ、医薬品、燃料、浄水剤などを届けるための条件を検討する。政府による物資検査や護衛、TPM との安全調整、人道支援の中立・公平・独立、病院と浄水施設の保護が主な論点となる。第I部で学んだ武力紛争の分類と人道支援に関する規則を踏まえ、実際に車列を通すことのできる合意案を作成する。

事例研究 2「タカハマ再奪還作戦」——第II部の演習　（第 5〜7 章）

政府軍による市街地の再奪還作戦を前に、学校、バスターミナル、給水塔、橋、病院サービス棟をどのように評価するかを考える。軍事目標の認定、比例原則、攻撃の際の予防措置、避難警告に加え、拘束者の登録や家族通知、TPM に使用される子ども・若者への対応も検討する。第II部で学んだ攻撃、保護、拘束に関する規則を、作戦開始前の具体的な判断に結びつける演習である。

事例研究 3「タカハマ再奪還後の調査と説明責任」——第III部の演習　（第 8〜11 章）

戦闘後のタカハマを舞台に、病院サービス棟への攻撃疑惑、拘束施設での虐待疑惑、拘束者映像の公開、行方不明者の捜索を取り上げる。復旧を進める一方で、攻撃記録、拘束者名簿、映像、病院記録、遺体に関する情報をどのように保全し、家族への説明や独立調査につなげるかが問われる。第III部で学んだ責任、調査、被害者への対応を、戦闘後の実務に即して検討する。

事例研究 4「ムサシノ台地国をめぐる複数紛争の並走」——全体の総合演習

政府と非国家武装集団との非国際武力紛争（NIAC）に、近隣国との国際武力紛争（IAC）、占領の可能性、外国部隊や国外アクターの関与が重なる状況を取り上げる。まず、誰と誰の間にどのような法的関係が成立しているかを整理し、そのうえで、96 時間の人道停戦、病院・貯水施設・避難路の保護、拘束者・行方不明者への対応、遺体の捜索・返還、記録保全を含む人道措置案を作成する。第I部から第III部までの内容を踏まえ、紛争の分類を具体的な保護措置へ結びつける総合演習として位置づけている

ご利用にあたって

登場する国名・地名・団体名について

事例研究に登場する国名、地名、団体名、人物および出来事は、いずれも架空のものです。特定の国、地域、紛争または当事者を示すものではありません。

設問に正解はありません

各事例研究が求めるのは、あらかじめ用意された正解を探すことではありません。限られた情報のもとで、何を確認し、どの判断を先に行い、どの論点を保留し、どの説明を相手に示すのかを考えることです。

教育目的での利用

授業、ゼミ、研修、読書会等での利用を歓迎します。出典（書名・著者名・出版社名）を明示してください。改変を伴う利用や、それ以外の目的での利用については、法律文化社までお問い合わせください。

© 藤井広重／法律文化社